

厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百五十二号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月あたりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援(以下「指定重度障害者等包括支援」という。)として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。
 - イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十条に規定する旧法施設支援(通所によるものに限る。)(以下「居宅介護等」という。) 次の(1)及び(2)を合計した単位数
 - (1) 居宅介護等(一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。)が行われる時間数を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
 - (一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。(2)において同じ。))に行われる場合 八百単位
 - (二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。(2)において同じ。))又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。(2)において同じ。))に行われる場合 八百単位の百分の二十五に相当する単位数を八百単位に加算した単位数

- (三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。(2)において同じ。)に行われる場合 八百単位の百分の五十に相当する単位数を八百単位に加算した単位数
 - (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間数を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
 - (一) 日中に行われる場合 七百八十単位
 - (二) 夜間に行われる場合 七百八十単位の百分の二十五に相当する単位数を七百八十単位に加算した単位数
 - (三) 深夜に行われる場合 七百八十単位の百分の五十に相当する単位数を七百八十単位に加算した単位数
 - ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第一項第二号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この号において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十八条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円(特定支給決定障害者にあっては、十六万円)未満である者並びに同令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあっては、平成二十四年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。
- 八 共同生活介護 一日につき六百四十五単位に三百十四単位を加算した単位数

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者が指定障害福祉サービス基準第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援を行った場合は、一回につき所定単位数の百分の十五に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイから八までに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定される一のイから八までに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあっては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあっては二十八で除して得た単位数とする。

改正文（平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一六九号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。